

令和8年第4回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月16日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月16日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第53号から議案第65号まで
- 第 6 陳情第4号、陳情第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1 番	村 川 拓 人 君	2 番	川 原 茂 君
3 番	坂 下 真 斗 君	4 番	栗 山 嘉 男 君
5 番	佐々木 ひ と み 君	6 番	平 田 和 太 龍 君
7 番	山 本 健 二 君	8 番	林 純 一 君
9 番	佐 藤 定 君	10 番	中 川 健 二 君
11 番	室 岡 啓 史 君	12 番	山 田 伸 之 君
13 番	荒 井 眞 理 君	14 番	駒 形 信 雄 君
15 番	山 本 卓 君	16 番	金 田 淳 一 君
17 番	中 川 直 美 君	18 番	佐 藤 孝 君
19 番	近 藤 和 義 君	20 番	広 瀬 大 海 君
21 番	坂 下 善 英 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	副 市 長	鬼 澤 佳 弘 君
教 育 長	香 遠 正 浩 君	総 務 部 長	岩 崎 洋 昭 君
企 画 部 長	北 見 太 志 君	財 務 部 長	平 山 栄 祐 君
市 民 生 活 長	市 橋 法 子 君	社 会 福 祉 部 長	吉 川 明 君

地 域 振 興 長 部 門	田 靖 君	農 林 水 産 長 部	中 川 克 典 君
観 光 文 化 ツ 長 入 部	飯 島 一 隆 君	建 設 部 長	佐 々 木 雅 彦 君
教 育 次 長	笠 井 貴 弘 君	消 防 長	前 田 一 君
上 下 水 道 長 課	増 家 由 季 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 一 人 君	事務局次長	服 部 真 樹 君
議 事 調 査 長 係	池 秀 和 君	議事調査係	山 岸 秀 之 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂下善英君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第4回（6月）佐渡市議会定例会を開会いたします。

大変申し訳ありません。暫時休憩させていただきます。

午前10時00分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（坂下善英君） 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂下善英君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、6番、平田和太龍君及び8番、林純一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（坂下善英君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は14日間に決定いたしました。

今会期中の予定は、お手元に配付した会期日程表のとおりであります。会期日程表は、佐渡市議会のホームページ、佐渡テレビなどによりお知らせをしております。

日程第3 諸般の報告

○議長（坂下善英君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（坂下善英君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和8年第4回（6月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和8年第2回（3月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第2号から第5号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告するものでござ

います。

報告第6号 令和7年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第7号 令和7年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。さきの議会で議決いただきました事業ごとの繰越額が確定したもので、繰越額は53億6,264万9,000円となります。主な内容は、大規模災害により、国の災害査定が令和7年12月となったことによる令和7年災公共土木施設災害復旧事業などを繰り越すものでございます。

報告第8号 令和7年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、農道橋の製作等に想定外の日数を要したことによる土地改良区等支援事業などを繰り越すものでございます。

報告第9号 令和7年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、他事業との工程調整や関係者などとの協議に時間を要したことによる工期の変更などに伴い繰り越すものでございます。

報告第10号 令和7年度佐渡市水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、関連工事の進捗が遅延したことにより繰り越すものでございます。

報告第11号 令和7年度佐渡市下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、関係者などとの協議に時間を要したことによる工期の変更などに伴い繰り越すものでございます。

報告第12号 令和7年度佐渡市下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、現場の土質が悪く、悪天候が続いたことにより、不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

報告第13号から報告第15号までにつきましては、佐渡市が出資する法人の経営状況の報告を行うものでございます。内容は、報告第13号では佐渡市土地開発公社について、報告第14号では一般社団法人佐渡観光交流機構について、報告第15号では一般財団法人佐渡文化財団について、それぞれ決算及び計画などに関する書類を提出するものでございます。

続きまして、3月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、脱炭素先行地域事業における公共施設の太陽光発電設備の運用開始について。令和4年6月に国の第1回脱炭素先行地域の認定を受けて整備を進めてきた公共施設での自家消費型の太陽光発電設備が4月1日より本庁舎など7施設、5月1日から9施設の合わせて16施設で運用を開始いたしました。本設備は、所有と運用は民間事業者が行い、発電した電力を市が買い取る取組で、発電した電気は施設使用と蓄電池への充電に効率的に分配され、夜間を含めた平常時の消費電力削減と災害時の電力確保を同時に行いながら、施設ごとに最適な運用が図られるものでございます。今回運用を開始した16施設では、年間で使用電力の約40%が太陽光発電由来となり、年間で約480トンのCO₂が削減される見込みとなります。6月からは、本庁1階多目的スペースのモニターにおいて、各施設の太陽光発電量や使用量などを来庁された市民

の皆様が確認できる環境を整備しており、引き続き市民の皆様には御理解をいただきながら、脱炭素に向けた島づくりを進めてまいります。

2、拉致問題早期解決に向けた要望書の提出について。曾我ひとみさんら5人の拉致被害者が帰国して23年が経過しました。一方、曾我ミヨシさんをはじめ、残る12人の拉致被害者の帰国は現在も実現しておりません。このような状況の中、去る4月30日、拉致問題の早期解決のため、日本政府並びに在日米国大使館を訪問し、拉致問題の早期解決を求める要望書を提出してまいりました。木原内閣官房長官兼拉致問題担当大臣からは、「自分の代で解決したい。高市総理の力強い覚悟の下、あらゆる手段を尽くす」というお言葉をいただいたところでございます。引き続き、政府や関係機関に対し、積極的に要望活動を行ってまいります。

3、全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会の開催について。去る5月14日から15日にかけて、本市において第48回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会佐渡市大会を開催いたしました。本大会には、国内99団体、300名の伝統的建造物群保存地区の自治体職員、保存団体関係者の皆様及び佐渡市民の皆様には御参加をいただいたところでございます。私自身、首長サミットにおいて、石川県輪島市長、島根県大田市長とパネルディスカッションをさせていただきました。人口減少、高齢化といった状況の中で地域をどうやって維持していくのか、伝統的建造物やコミュニティを地域づくりにどう生かしていくのかについて議論を深めたところでございます。また、2日目には宿根木及び小木町の現地視察を行い、地元の小木小学校、羽茂小学校、南佐渡中学校の児童生徒がガイドとなって、地域の特徴や地元特産品を紹介するなど、地域を挙げて皆様をお迎えさせていただきました。宿根木と小木町は、県内唯一の伝統的建造物群保存地区でございます。この伝統的建造物群保存地区を活用した地域づくりと文化観光を進め、さらに多くの皆様から御来訪いただけますよう、今後も全力で取り組んでまいります。

4、本州初となる石川県能登地域でのトキの放鳥について。去る5月31日、石川県羽咋市で行われました本州では初となるトキの放鳥式に出席してまいりました。放鳥式では、御臨席された秋篠宮皇嗣同妃両殿下や石原環境大臣、山野石川県知事、能登で長年トキの野生復帰に御尽力された村本義雄氏をはじめとした関係者の皆様、また能登の小学生と共に私も放鳥に参加をさせていただいたところでございます。あわせて、本州におけるトキの野生定着の実現のために、能登地域トキ放鳥受入推進協議会の会長である石川県知事、そして今後のトキの放鳥が予定されている飯塚出雲市長、そして佐渡市長、この3人でパートナーシップ宣言を行い、これからのトキの野生復帰、そして連携について締結をしてきたところでございます。本州最後のトキであった能里、これが能登にいたトキでございます。能登から佐渡へ送られてから56年の時が過ぎました。このたび佐渡から能登の大空にトキをお返しすることができたことに大変安堵するとともに、本当に私自身も喜ばしく感じたところでございます。これまでトキの野生復帰に取り組んでこられた皆様、また佐渡の農家の皆様の御尽力の結果でございます。佐渡市におきましても、引き続き関係者の皆様と連携しながら、トキが日本のネイチャーポジティブの象徴となり、人とトキが共に暮らす社会が全国に広がるよう、先ほどのパートナーシップ宣言を核に全国に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂下善英君）　ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 報告案件の報告第14号、DMOの関係と文化財団の報告第15号についてお尋ねをいたします。

ちょっと昨年聞き忘れたので、今年聞くという、ちょっと間抜けなのですが、観光交流機構の関係ですが、令和6年度までは負担金だったと思うのです。それが今度補助金に変わっていると。負担金と補助金の問題は、議会と執行部の大きな違いがあって、私はもともと補助金にすべきだとずっと言っていたのだけれども、負担金にした。これは、どういう経過でこのようになったのかということが1点。産業建設常任委員会なら知っているのだと思うのですが、1点と。

もう一つは、この例規を見ると補助率は書いていないのですが、これは従来の負担金と同じように補助を受け取る、DMOのほうで、受け取る側が補助率を決めているという理解でよろしいですか。それが1点目です。

大きな2点目ですが、運営費、今回では補助金のことが1,000万円下がっています。今年度は観光DMOにとって大きな年度だと思うのですが、これはどのような中身になりますかということです。

2点目の報告第15号の文化財団の件ですが、令和7年度の決算は当初予算に対して一体幾らの差額だったのか教えていただけますか。というのは、観光交流機構と社団法人と財団で様式が違うのかもしれませんが、決算の決算額はあるのだけれども、当初額に対してどうだったとかという表はないのです。非常に分かりにくいので、それ、ざっくり教えていただきたいと思う。

○議長（坂下善英君） 飯島観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（飯島一隆君） 御説明いたします。

まず、1点目の御質疑でありました佐渡観光交流機構の補助金の扱いについてでございます。令和4年度財政援助団体等監査結果を踏まえ、令和5年3月に負担金交付金要綱という交付要綱を制定いたしました。その後、令和7年3月28日付で負担金交付要綱を運営費補助金交付要綱に改め、補助金の上限額を明確にしております。また、令和7年度、昨年度からは運営費補助金交付要綱に基づき、佐渡観光交流機構からの申請書類を精査いたしまして、適切な事務に努めているところでございます。

それから、補助率に関してでございますが、1点目の。昨年までは補助率に関しては7割としておりましたが、今年度から5割としておるところでございます。

それから、文化財団のところについて、もう一度御質疑いただいてもよろしいでしょうか。

〔「当初予算と決算の差が幾らか」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（坂下善英君） 再開いたします。

飯島観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（飯島一隆君） 大変失礼いたしました。令和7年度当初予算につきましては、2,205万4,000円でございます。

〔「決算額」と呼ぶ者あり〕

○観光文化スポーツ部長（飯島一隆君） 決算額につきましては……少々お待ちください。

○議長（坂下善英君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（坂下善英君） 再開します。

飯島観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（飯島一隆君） 大変失礼いたしました。決算額に関しましては、3,047万2,000円となります。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 観光DMOの報告第14号のほうでお聞きをしたいのですが、冒頭に聞いたのですが、その補助率、7割を5割にしたということが分からない。これ、どこで決めているのですか。以前は、負担金のときは負担金を受ける観光交流機構のほうの内規で決めていたのです、規定で。今回の場合、どこでこれを決めてあるのですか。私も一応例規見てきたのだけれども、例規には見当たらないようで、予算の範囲でという中身だったと思う。どこで決めてあるのかということが1点です。

もう一つは、運営費、7割が5割になったから、1,000万円少なくなったというふうな考え方でいいですか。もちろん観光交流機構の発展をさせる工程表でいうと、令和8年度というのは大きな年度ですから、どういう仕掛けがしてあるのかなという意味で私は伺ったつもりなのですが、その辺も分かれば教えてください。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 補助率については、この事業、補助事業でございますので、それを策定するときに観光交流機構の経営状況、それを捉まえて佐渡市のほうで判断をさせていただきました。経営的には非常に繰越金も多くなっている状況で、十分、5割でも対応できると。そもそもできる限り行政のお金を減らしていくというのが基本的なDMOの方向でございますので、これをDMOに説明して了承いただいたものでございます。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 3回目ですから、これ最後です。先ほど言い忘れましたが、文化財団のほうの経営状況の報告です。こういうのは、市民が見ても分かりやすいということで、以前も言ったのですが、決算だけ比較していない。これ、やっぱりおかしいです。観光交流機構のようなやり方のほうが私もいいと思います。以前も言ったのだけれども、改善されないの、今回聞いてみたのですが、これ、市民にもやっぱり透明性を高めるという点でも必要だなということを指摘をしておきますが、答弁あれば。

先ほどの市長の言い方でいうと、補助率をどこにも明記したものはない。恐らく補助金の中でそういう、要は相手方がもうちょっと欲しいと言えば、市でも意思も働くのだけれども、増えたり減ったりする補助金ということになるのですが、そういう理解でよろしいですか。詳しくは産業建設常任委員会でやってくれると思いますが。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的には運営費補助が大きな項目になりますので、それは一定程度いろいろな形で経費が増えれば一定程度の支援は必要かということもあり得るだろうと思っています。しかしながら、そこにつきましては運営費ということでございますので、やはり自主的な売上げを伸ばしていくことを1つ、そして経営改善をしていくことを1つ、そういうものをしっかりと組み合わせながら、我々として運営費の補助がどの程度が適切なのか、これをしっかりと議論しながら支援をしていくという形が、私はそれが正しい姿だというふうに思っております。

また、資料につきましては、私自身も昨年ですか、指摘を受けて、覚えております。直すように再度指示をしたいと思っております。

○議長（坂下善英君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 93ページにあります一般財団法人佐渡文化財団の経営状況について、この御報告について御質疑いたします。

例年この報告には役員の成り手について報告があります、たしか。それは、この年度は解消されたのかということです。というのは、計画にはこの役員の成り手については解消するということ、選任するよう努めるということは計画に載っています。それがどうだったのかということ。これ、重大なことなので、この報告について、まず御説明をお願いします。

○議長（坂下善英君） 飯島観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（飯島一隆君） 御説明いたします。

佐渡文化財団におきましては、長らく不在であった専務理事でありましたが、不在の中、業務があることは大変遺憾に感じているところでありますが、来月、この7月によりやく専務理事に就任される予定というふうに聞いておるところでございます。

○議長（坂下善英君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今年度については、就任される予定であるということは今お聞きしましたけれども、この令和7年度においては不在だったということ、そういうふうに理解をいたしました。これは、今年度就任されるのであれば、それは望ましいことです。ですが、これだけ長いこと就任されなかったということについて、やはり一定程度の総括というのは必要だと思います。というのは、なぜそうできずにこの5月、6月までですか、長年になったのかということをしきんと押さえて、これを解消するという方向性もきちんと示さなければ、この報告の中には、今年度佐渡市がどれだけ補助金を出すかということも読み取れますが、増額しています。この責任ある一般財団法人という法人格を持っていながら、例えば今し方、同僚議員が御指摘されたように、この決算報告に予算額がなくて決算額を並べるということにどれほどの意味があるのか。こういう単純な指摘も一般財団法人のこの会計決算報告としては非常に未熟だと、信頼を回復しなければいけないと。様々この報告書にやはり載せるべき、つまり常勤の役員がいなかったということは載せるべきだったと思います。これについて、佐渡市はどのように精査したのか、そしてまた補助金を出すという方向を出したのかの御説明をお願いします。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 経営の状況の報告でございますので、経営の状況の報告ということで、あの書類が

一部不適だという御指摘は受けていますので、これは今後我々としても改善するように文化財団に指示を
してまいりたいと考えております。

○議長（坂下善英君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 一応市民を代表して、この場できちんと確認をいたしますが、この財団の責任ある
役員の体制については、特に常務役員に就く方については、まだ市民の信頼を得ていません。それは、行
政にとっても同じだと思います。これについては厳しく臨んでいくと。いろいろお願いする立場にあるか
ら、何かそれが弱腰になってしまう理由なのではないかというふうにも推測されますが、やはりきちんと
一般財団法人という形にしているの、佐渡市としてきちんと厳しい姿勢で臨むべきだと思いますが、そ
ういったようなことについて、この御報告上げていますけれども、どういう姿勢なのか、最後に聞かせて
ください。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 一般財団ですので、当然我々も関与はすべきですが、やはりこれは財団の中でしっ
かりと経営について取り組む、また理事等について、役員等についても考えていくのが基本的に一義的な
形だというふうに考えております。その中でいろいろな相談を受けた場合、我々も相談に乗りながら一緒
に取り組んでいくという形であるというふうに、財団の在り方だというふうに考えております。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第53号から議案第65号まで

○議長（坂下善英君） 日程第5、議案第53号から議案第65号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第53号 佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続法に基づく
公示送達的手段として、ウェブサイトなどに掲載する方法が追加されたことから、当市でもその取扱いに
準ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第54号 佐渡市市営バスの運行及び管理に関する条例の制定について。本案は、市民の日常生活に
必要な交通手段を確保し、併せて福祉の向上に寄与することを目的として、市営バスの運行及び管理に関
し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第55号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年度の税制改正に伴
い、3月31日に専決処分をした事項以外のものについて、固定資産税の免税点の見直しなど、地方税法の
改正に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和10年4月から

河原田小学校と八幡小学校を統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第57号 佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市母子生活支援施設への指定管理者制度への導入を見据え、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第58号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、水道メーターの指針業務及び料金徴収の効率化とともに、経費削減を図るため、水道使用料の検針を隔月で実施できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

議案第59号 災害等廃棄物処理事業（加茂歌代地内）解体工事請負契約の締結について。本案は、災害等廃棄物処理事業（加茂歌代地内）解体工事請負契約について、6月2日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型））。本案は、佐渡市中央消防署に配備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）について、5月26日に執行した入札の落札者から取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車）。本案は、佐渡市南佐渡消防署に配備する高規格救急自動車について、5月26日に執行した入札の落札者から取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号 令和8年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億4,047万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、水道基本料金負担軽減事業、原油価格物価高騰対策やUIターンサポート事業の経費などを計上し、歳入では国、県支出金などの増額を計上するものでございます。

議案第63号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ43万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、高額療養費制度の改正に伴うシステム改修費を増額計上し、歳入では一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

議案第64号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ348万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、令和8年度介護報酬改定等に伴うシステム改修費を増額計上し、歳入では一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

議案第65号 令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入及び支出にそれぞれ100万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、水道基本料金負担軽減事業、原油価格物価高騰対策に伴う給水収益の減額と繰入金の増額、事業の経費に関わる補正を計上するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂下善英君） これより質疑に入ります。

議案第53号 佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありますか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） いわゆるDXの流れかなというふうに思うのですが、先ほど説明もありましたように、公示の送達の関係です。これは、法的効力があるものですから、極めて重要なのですが、分かりやす

く言うと、インターネットでやることもできるということなのだろうと思うのですが、具体的には従来のものと併用していくのかどうなのかということもまずお尋ねをしたい。過去には何件ぐらいあったものなのか。今後インターネット上に、ウェブサイト上に掲示するということになる部分があるのですけれども、これは掲示期間みたいな、この条例の中にはないような気がするのですが、掲示期間はどの程度になっているのか。

大きな3点目、個人情報をどこまで公開していくのか。つまりネット上に公開されるということになるわけです。どうしても個人情報保護上、掲載しない場合の基準というのが当然あると思うのですが、その辺は要綱とか何かで定めるものなのか、本会議ですから、ざっくり聞かせていただきたいというふうに思います。

条例改正のところですが、適用除外の第3条、これ、何で公務員だけ適用除外になっているのでしょうか。

○議長（坂下善英君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

幾つか質疑をいただきました。まず、1つ目につきましては、公開の方法だったと思いますが、こちらにつきましては、今回追加となりましたインターネットの公開のほか、従来の掲示場での書面による掲示というものを行わせていただきます。それから、これまでこの行政手続条例に関係する公示事項の案件があったかということにつきましては、これまではございませんでした。

それから、個人情報の件につきましては、公示事項として表すものにつきましては、通知先となる相手の氏名、それから処分の相手方が口頭で意見を述べる聴聞の実施時期及び場所、それから聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、それからこれら公示事項を記載した書面をいつでも交付する旨という大きな4点を公示いたします。そして、この公示送達につきましては、個人情報のことで御質疑あったかと思います。これにつきましては、条例に基づく手続ということでございますので、いわゆる個人情報保護法に抵触するものではございませんが、一方で個人情報保護の観点からは、公示事項から得た個人情報を第三者が無断でコピーしたりとか、ほかのウェブサイトに掲載したりする行為というものは個人情報保護法で禁止をされているということでございます。ですので、私どもといたしましては、インターネットによる公示送達を行う際につきましては、利用者の禁止事項を明記した上で実施のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

あと、インターネットの掲載期間でございます。こちらにつきましては、通知が相手方に到達されたとみなされるというのが2週間ということで考えております。2週間を経過したものにつきましては、直ちに掲載を削除するというので、いわゆる個人情報、プライバシーに配慮した形で実施をしていきたいというふうに考えております。

最後の適用除外につきましては、ちょっと私、関係の資料を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 掲示期間も含めて2週間というルールは分かったのですが、インターネットの場合

は何を指しますか。今はやりのSNSもありますし、いろいろあるわけですが、フェイスブックとかいろいろあるのだけれども、それをどういうふうな活用をしていくのか。分かりやすく言うと、分からない、分からないから、公示、掲載するわけですね、不利益処分で。逆に言うと、知ってもらいたいということであると、SNSなんかでやったほうが知ってもらいやすい。だから、その辺、法的効力を持つ処分というかが対象になりますから、これどうなっているのか教えていただきたい。その適用除外の第3条、分からないで提案しているということですか。

○議長（坂下善英君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

インターネット上の公開につきましては、SNSとかというのではなく、いわゆるインターネット上のウェブサイトでの掲載ということで考えております。これにつきましては、ほかの自治体の導入状況というものもちょっと調べた上で、そのようにさせていただきたいというふうに考えています。

適用除外につきましては、ちょっと私、資料のほうを、すみません、持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 市長、理由が分からないで提案というのも、ちょっとこれおかしいのです。この間不祥事も続いているけれども。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 委員会ではございませんので、全てがちょっとここでお答えできないことも多々あると思います。その中で、大変申し訳ありませんが、できる限り我々も皆さんの質疑を予測しながら資料を用意しておりますが、委員会の場合は係長、補佐等がつきますので、かなり細かいところまでカバーできますが、今日は提案ということでございますので、大変申し訳ございませんけれども、全てについてはお答えできないこともあります。そこはできる限り我々も準備をして、これからも臨んでまいりたいと思っております。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 佐渡市市営バスの運行及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これは、佐渡市が市営バスを運行すると、そして管理するということの条例案ということですが、初めてのことで、一応お聞きしたいと思います。

まず、第4条に市長が運行の必要がないと定めた日は運行しないということになっています。これ、循環バスということになっているので、日常に市民が乗るための目的ではないのかなということは推測されますが、この際、市長が運行の必要がないと認める日というのはどういうことを想定しているのか御説明をお願いします。というのは、観光地であれば、観光の需要が少ないときはそう認めるのか、そういったよ

うな決め方についてお伺いしたい。

それから、今度は利用者についてですけれども、この条例に基づく規則に違反したときは停止する、利用停止することはできるということになっています。この規則は、どういうものが盛り込まれることになっているのか、この条例の中には記されているものでありませんので、その御説明をお願いします。

○議長（坂下善英君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

今回の条例に書いてあります内容につきましては、総合的な部分をこちらのほうに定めさせていただいておりますので、細かい部分については、この後、運用の部分でカバーをしていくという予定でして、今のところは大きい部分のみ、こちらのほうに記載してあるということでございます。

○議長（坂下善英君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今は御説明いただけない。これ、委員会でも説明はされないということでしょうか。

○議長（坂下善英君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

関係資料のほうに施行規則という形で添付のほうをさせていただいておりますので、こちらのほうに基づきまして、細かい部分については運用のほうはしていきたいというふうに考えておりますし、委員会のほうでもどういうふうな形で運用するかというところは、委員会のほうで御説明のほうをしていきたいというふうに思っています。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） いわゆる指定管理ということなのだけれども、これどういう理由ですか。もちろん

経費削減という理由ですか。それを聞きたい。

この母子生活支援施設というのは、これ、児童福祉法や障害者自立支援の関係で非常に複雑な母子ということになるわけです。現在、佐渡市の場合は6世帯が入れて、年度末には2世帯が入っているということになっている。小規模なわけです。これは、そもそも指定管理になじむのかと。中核都市とかでは、指定管理やっているところもあります。本人との信頼関係も含めて、非常にこれ難しい視点で、そもそもこの指定管理の場合は留意すべき点という点で3点の問題点を指摘をしています。これ、一体何のためにどうしようというのですか。佐渡の場合、指定管理を出す場所があるのですか、そもそも。

○議長（坂下善英君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

議員の御質疑にあった金井にあります、ほおずき荘のことです。この施設については、おっしゃったように、児童福祉法に基づいて設置されております。現状としまして、管理運営するに当たっては社会福祉士とか、専門性を有する施設でございます。今後持続的にこの施設を管理していくためには、専門性を持った団体等に管理していただく想定で今回条例改正を提案しております。社会福祉法人が管理しているものが全国的に7割を超えておりますので、新潟市、上越市も社会福祉法人が管理しておりますが、そういった実態も把握しながら、今回提案をさせていただいております。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 当年度予算で約900万円でしょう、当初予算が。あなたは、経費削減とは言わなかったけれども。DVだとか、虐待だとか、障害者とか、そんな関連で本当に困難な方ということで、その方との信頼関係、プライバシー、いろいろなものが、これに関わる施設なのです。さっき言った、規模としては6世帯が入る。多くても4世帯ぐらいが入るぐらい。佐渡も結構こういう事例があるわけだから。そうすると、現時点では、あなた方の持っているノウハウが駄目だということなのか。私はそうではないと思うのだけれども。DVだとかいろいろなことで駆け込む場合、行政だから信頼できるということで行くのだけれども、指定管理だとやっぱり3年ぐらいで更新されるのが当たり前です。そうすると、非常に信頼度が薄くなると思うのだけれども。要は何のためにやるのですか。あなた方は、現時点で今よりももっとよくするという意味でやるわけね、指導とかいろいろなものを、生活支援。その辺はどうなのですか。私は、経費削減なのだと思うのですが、違うのですか。

○議長（坂下善英君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

今回の提案については、コストの削減という意味では、そこに勤務する職員の年齢であったり、勤務期間であったりして、一定の給与の上がり下がりがございますが、メインとしましては、先ほど申し上げた専門性のことでございます。一般事務で採用された市の職員が社会福祉士の資格等を取っていくためには、安定してサイクルをつくっていく必要がございますが、なかなか持続的にしていくためには、そういう法人格を有するところに管理していただくほうがしっかり運営ができるということで提案しております。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 今回隔月で検針を行うということになると、影響を受ける検針員の方の人数と、あと手当等はどのようなのでしょうか。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

今回隔月で行うということで、現在の検針員の方の総数、私、持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが、最終的に半分まで下げていきたいということで調整を行っている段階でございます。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） そうすると、検針員の方は今いらっしゃるのが半分になるという理解なのでしょうか。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

人数の半分というよりも、回数を減らすことによって、手数料を半分。今回単価見直し等行いますので、6割強でございますが、そこまで落とすということで、人数はこだわっているわけではなくて、あくまでも検針に対する費用を6割強まで落としたいことを目標に考えております。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） そうすると、検針やっていただく市民の方々にその影響は多分あるのだと思うのですが、その方々に説明みたいなのはもう終わっているのでしょうか。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

検針員の方には、既に打診を行っておりまして、今後実施に向けた調整に入らせていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 水道料の検針、今まで毎月だったのが2か月に1遍というのだから、それだけ経費減るのだったら、1年に1回にしてはどうですか。分かりやすく言うと、2か月に1回やって、それを均等割にしてやるわけでしょう。結局あれでいうなら、1年というのは半年に1回で、それを6回に割ってやるということを合意さえ得られれば、そのほうが経費が浮くという話に私なと思うのですが、その辺はどうですか。全国的に大きな都市辺りでは、新潟県内も含めて、2か月に1遍やっているということは分かりますが。

それと、もう一つ、これまで私もあるのだけれども、検針に来てメーターが増えていると、「中川さん、

これ、どこか漏れていませんか」とかと言って、そういうきめ細かい対応をしてくれていたというふうに思うのですが、こういったものというのが今後なくなるという理解ですよね。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

議員おっしゃるように、検針の目的といたしまして、メーターの不具合ですとか、漏水を早期に発見するという目的もございますので、毎月行っているという、そのまま毎月行うという市町村もございますけれども、私どものほうでは2か月に1回で、利用者には少し漏水の発見という意味ではちょっとデメリットになってしまうのですけれども、経費削減の観点からそちらを御理解いただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 経費削減だったら、思い切ってもうちょっと、3か月に1遍とか、そういう検討はしなかったのですか。要は一番は経費削減なのでしょう。結局それを月割りにしてやるというのだから。

それと、もう一つは、これからまだ佐渡の場合は高齢者世帯が多くて、漏水問題や冬場になると非常に困難が来るのだけれども。例えば冬場はやっぱり毎月やるとか、そういうきめ細かな対応が私、必要なのではないかと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

まず、検針につきましては、県内20市中、12自治体が毎月、8自治体が隔月ということになっておりまして、できたとしても、その漏水早期発見という目的から考えても二月に1回が妥当であろうということで考えております。

また、冬場の凍結につきましては、広報等で市民の皆様には凍結防止について御案内いたしております。大分市民の方から御協力いただきまして、冬場の凍結等の事故も減っておりますので、このまま継続させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 災害等廃棄物処理事業（加茂歌代地内）解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

山本健二君。

○7番（山本健二君） ちょっと教えてください。これ、建ててあるというか、工事をやる場所は佐渡市の土地なのか、それから木を切ることになっているのですが、これ、種類というようなものを、もし分かったら教えてもらいたいし、それから倉庫、これ残ることになっておりますが、何で残すのか、これちょっと教えてください。

○議長（坂下善英君） 山本健二君に申し上げます。

これ、契約の内容ですので、その工事の内容ではありませんので、御理解いただきたいと思います。

山本健二君。

○7番（山本健二君） それなら、これ、工事の事前調査というのはしっかりやったのか、それだけ教えてください。

○議長（坂下善英君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

昨年度中に設計を入れまして、アスベスト等の調査も行った上で、今回契約ということで上程しております。

○議長（坂下善英君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） ということは、今度は佐和田中学校のように、後から工事をやって、アスベストの処理がうまくないとか、そういうのは今度は出てこないという理解でよろしいですか。

○議長（坂下善英君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

現段階では、そのような形で動いておりますが、工事をやっていく中でいろいろな事情がございますけれども、その時々には議会のほうに御説明をして、必要なところがあれば、また進めてまいりたいというふうに思っております。現段階ではございません。

○議長（坂下善英君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型））の質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 財産の取得について（高規格救急自動車）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

議案第62号 令和8年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款に分割して行います。

まず、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 説明にもあったように、特別職の給料と管理職手当の減額及び職員の時間外の縮減に伴う財源ということですが、これ、どこに計上されてありますか。

○議長（坂下善英君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今ほど議員から御質疑いただいた件につきましては、当初予算計上していたもの、それを財源として今回の実施事業に充てるということでございますので、その減額分についての予算計上というものはございません。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 説明の意図としては分かるのだけれども、本来こういう財源の説明、私、ないと思うのです。財務部長、どうですか。こういう説明の仕方をしたら、こんがらがるでしょう、財政民主主義的な観点でいっても。それが1つ。

もう一つは、今後災害があるかも分からない、何があるかも分からない中で、職員の時間外というのは業務量によって変わるわけでしょう、10%削減とかという。昨年度と比べて10%削減するというのがあなた方の目標だとは言うのだけれども、それ分からないわけです。そういうことも加味すると、こういう財源の提案というの私、ないと思うのです。あなた方の気持ちは分かるけれども。どうですか。

○議長（坂下善英君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

今言ったとおり、分かりやすく説明するということでこのように説明させていただいたところでございます。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） いやいや、分かりにくいのです。あなた方の心意気や気持ちは分かります。分かるけれども、財源の内訳としたら違うでしょう。では、この財源どこにあるのよと聞きたくなるのが当たり前の話。だけれども、さっき言ったように、時間外の問題は分からないでしょう。そんなことも加味すると、こういう提案は私はないだろうと。皆さん方の気持ちを分かってくれという気持ちはよく分かります。分かるけれども、こんなことやっていたら、いろいろな書き方ができるではないですか、財政の書き方というのは。どうですか。これが分かりやすいのですか。

○議長（坂下善英君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

決しているいろいろなことにこういうことをやっているわけではありません。今回のものに限ってやっているというところになっています。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費から4款衛生費までの質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） ここに水道料が、繰出金があるのだよね、たしか。先ほどもあったのだけれども、

そうすると、これ、夏場、何か月、どういうふうにするのだ。今日の新聞報道には出ていましたが、その辺の説明をもうちょっとしてほしいのだけれども。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

今減免を予定しているのは、11月、12月請求分、使用としては10月、11月の使用料分でございます。

○議長（坂下善英君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 水道事業会計の補正のところでも聞けるのですが、回数がないもので一応聞こう。

そうすると、これは全世帯の基本料を全て無料にする。10月だから、秋口になってからということですか。一番多い夏場とかというふうにはならないのですか。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

システム改修等が必要となってまいりますので、スケジュールを合わせた結果、また隔月検針等の始まり等と調整いたしました結果、10月使用分からということになっております。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今ほどの水道基本料金負担軽減事業で伺います。

今ほど質疑があったとおり、特殊な財源による減免なのですけれども、臨時交付金も5,800万円、それから一般財源のほうもそういう今ほどの説明があったような財源から事業がなされるわけですが、いろいろ物価高で皆さん悩んでいる中で、この水道の基本料金を減額しようというお考えはどういうことからされたのかということをもまず1つ伺いたいです。

それから、交付金も5,800万円あります。臨時交付金は、あとどのぐらい残っているのか、その2つについて、まず説明をお願いします。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 臨時交付金の残額につきましては、企画部長のほうから御説明させますが、考え方は残った臨時交付金を活用しながら、最大限市民の皆様には直接臨時交付金を含めた形で効果が高く、お金を市民の皆様には物価対策として御支援できる、その手法が何かということが一番の議論にしました。例えば商品券ですとかだと、商品券を作ったり、その準備自体にかなりのコストがかかります。水道につきましては、この後、今施設改修等がございますが、それさえしてしまえば、残りの金額はいかようでも市民の皆様には直接上乗せできるというのが水道のメリットでございます。要は大きな残額、例えば国からまた何億円も来て、また新たなことをやるのであれば、また別ですが、現在の残高の中で効果的に、できるだけ市民の皆様には少しでも多く効果を発するような形で考えるということにつきましては、水道料金が適切だろうという判断でございます。

○議長（坂下善英君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

令和7年度の補正予算に配分されました、佐渡市に配分された8億3,287万1,000円につきましては、今回の水道基本料の減免で全て留保金終わります、ゼロということになります。また、令和8年度の補正

予算についても、この後配分されますけれども、これについては、この後また調整して、こういった事業に使えるかを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（坂下善英君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） さきの1月臨時会で商品券を配ることが決まりました。それから、政府のほうで電気とか燃油については支援があります。そういう中から水道を選んだのかなと思いました。先ほど申し上げたとおり、特殊な財源です。交付金プラス、それから管理職の皆さん方のところから出た財源ですので、非常に特殊なところだなということでお伺いしたのですが、やはりまだまだ難しい情勢ですので、物価高騰に対する助成は大変ありがたいとは私思います。ただ、この決め方について、どうなのかなというふうな思いがありますし、こういう特殊な財源を使うときには、もうちょっと議論をしてからやっていただけたらいいかなと思いますが、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（坂下善英君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 物価高騰だからこそ、できるだけ広く使えるようにしていきたいという思いが一つございました。水道は、実は一番先の段階で考えてはおりましたが、業者の話の中で、どうしてもシステム改修が秋口になると。春に交付金があつて、秋口というまで何もしないわけにはいきません。また、水道だけではございませんので、併せまして商品券等を使いながら、また子育て等の支援もございましたので、そういうものを使いながら全体的に支援をする中で、残りをまた水道でやろうと。また、一般財源を、もともと私どもの給与の分、そして管理職の給与カットの分がもちろん入っていますが、この性格は全て一般財源です。一般財源で出されているものでございます。ですから、一般財源を使う以上、やはりこれからの様々な交付金は多少増減が出てきます。こういうものの最終調整をして、国からいただいた交付金をしっかりと市民の皆様にも全額お返しするという意味でも、最終的に水道で調整をしていくというのが非常に有効であるというふうに判断をしておりましたので、水道については当初から考えておりましたが、具体的にはやはり秋ということで、すぐテーブル俎上に上がらなかったということで、議会のほうには上げていなかったということが現状でございます。

○議長（坂下善英君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までの質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を終結いたします。

以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これ、先ほどの条例との関係もあるのですけれども、これ、水道料だけなのですか。

下水道料もこれ、減額にはならないのですか。その辺がちょっと分かりにくいので。下水道が減額になるのだったら、下水道特別会計のほうも当然出てくるから、水道料だけということですね、これ。

○議長（坂下善英君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

今回対象としているのは、官公庁を除く現在契約中の市内の水道への契約者の皆様でございます。下水道を含めないことにつきましては、下水道区域が市中心部、一部に限られること、ほかに浄化槽、し尿くみ取り等お使いの方との不公平感が出てしまうこと、また経費の面もございまして、一律市民の皆様に還元できるというところで水道の基本料金を対象といたしております。

以上でございます。

○議長（坂下善英君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第65号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第6 陳情第4号、陳情第5号

○議長（坂下善英君） 日程第6、陳情第4号、陳情第5号についてを議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（坂下善英君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月19日金曜日午前9時30分から一般質問及び先議案件の採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時25分 散会